



札幌市告示第3016号

令和3年（2021年）5月19日付け札幌市告示第2794号の内容に係る訂正について、
下記のとおり告示する。

令和3年（2021年）5月28日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第2794号別表の業務番号「21(委)第4075号」業務名「社会資本整備総合交付金事業 新琴似グリーン公園施設改修実施設計」にかかる設計図書等の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書等の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

0	調達案件番号	2101407511	
1	工事（業務）番号	21（委）第 4075 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	社会資本整備総合交付金事業 新琴似グリーン公園施設改修実施設計
		工事（履行）場所	札幌市北区新琴似4条14丁目
		工事（業務）内容	【測量業務】基準点測量一式、路線測量一式、用地測量一式 【地質調査業務】サウンディング及び原位置試験一式 【設計業務】公園緑地設計一式、資料作成一式、打合せ一式 設計面積：0.63ha 測量面積3.0ha（公園面積：3.22ha）
		工期（履行期間）	着手の日から令和4年01月21日まで
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和3年6月16日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和3年06月07日（08時00分～20時00分） 令和3年06月08日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和3年06月09日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	建）みどりの推進課
		電話番号	011-211-2525

特記仕様書（公園緑地設計業務仕様書）

1. 総則・一般

(1) 適用

受託者は、札幌市土木設計業務共通仕様書等、本業務に関係する仕様書の内容について十分理解し、業務に取り組むこと。

(2) 一般事項

受託者は、「札幌市設計業務共通仕様書 4-1-3 設計に関する一般事項」に記載されているとおり、現地の特性・現状等の与条件を把握し、当該業務を責任をもって遂行し、正確かつ丁寧に業務に取り組むこと。

(3) 主任設計者の資格

本業務の主任設計者は、表1に示す◎印を付した部門を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、または表2に該当する者を配置すること。

表1. 技術士、RCCM資格者

技術士		RCCM	
技術部門	部門指定	専門技術部門	部門指定
1 機械		1 河川、砂防及び海岸・海洋	
2 船舶・海洋		2 港湾及び空港	
3 航空・宇宙		3 電力土木	
4 電気電子		4 道路	
5 化学		5 鉄道	
6 繊維		6 上水道及び工業用水道	
7 金属		7 下水道	
8 資源工学		8 農業土木	
9 建設	◎	9 森林土木	
10 上下水道		10 造園	◎
11 衛生工学		11 都市計画及び地方計画	◎
12 農業		12 地質	
13 森林		13 土質及び基礎	
14 水産		14 鋼構造及びコンクリート	
15 経営工学		15 トンネル	
16 情報工学		16 施工計画、施工設備及び積算	
17 応用理学		17 建設環境	
18 生物工学		18 機械	
19 環境		19 水産土木	
20 原子力・放射線		20 電気電子	
21 総合技術監理	◎	21 廃棄物	
		22 建設情報	

表2. 実務等経験者

「当該設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者」で委託者が承諾した者。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者
(2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者
(3) 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

(4) 業務期間

本業務は、業務着手日を令和3年6月11日と想定し、業務期間の設定及び積算を行っている。

誤

特記仕様書（公園緑地設計業務仕様書）

1. 総則・一般

(1) 適用

受託者は、札幌市土木設計業務共通仕様書等、本業務に関係する仕様書の内容について十分理解し、業務に取り組むこと。

(2) 一般事項

受託者は、「札幌市設計業務共通仕様書 4-1-3 設計に関する一般事項」に記載されているとおり、現地の特性・現状等の与条件を把握し、当該業務を責任をもって遂行し、正確かつ丁寧に業務に取り組むこと。

(3) 主任設計者の資格

本業務の主任設計者は、表1に示す◎印を付した部門を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、または表2に該当する者を配置すること。

表1. 技術士、RCCM資格者

技術士		RCCM	
技術部門	部門指定	専門技術部門	部門指定
1 機械		1 河川、砂防及び海岸・海洋	
2 船舶・海洋		2 港湾及び空港	
3 航空・宇宙		3 電力土木	
4 電気電子		4 道路	
5 化学		5 鉄道	
6 繊維		6 上水道及び工業用水道	
7 金属		7 下水道	
8 資源工学		8 農業土木	
9 建設	◎	9 森林土木	
10 上下水道		10 造園	◎
11 衛生工学		11 都市計画及び地方計画	◎
12 農業		12 地質	
13 森林		13 土質及び基礎	
14 水産		14 鋼構造及びコンクリート	
15 経営工学		15 トンネル	
16 情報工学		16 施工計画、施工設備及び積算	
17 応用理学		17 建設環境	
18 生物工学		18 機械	
19 環境		19 水産土木	
20 原子力・放射線		20 電気電子	
21 総合技術監理	◎	21 廃棄物	
		22 建設情報	

表2. 実務等経験者

「当該設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者」で委託者が承諾した者。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者
(2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者
(3) 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

(4) 業務期間

本業務は、業務着手日を令和3年6月18日と想定し、業務期間の設定及び積算を行っている。

正

条件明示書

1. 設計業務補正係数

基本計画、実施設計に係る補正係数は、「土木事業委託積算基準(北海道建設部、2020年10月版)」に基づき、下記の設計条件を元に算出すること。

表. 新琴似グリーン公園補正係数

項目	適用変化率	補正係数	備考
公園種別	地区公園	(基準面積) 4.00 ha	公園種別から地区公園を適用
対象面積	0.63 ha	(補正面積) 0.63 ha	
地形	平地	1.0	
資料の提供	有り	0.8	
発注形式	基本計画+実施設計	0.85	
整備水準	容易	0.8	
補正係数	基本計画	0.17	小数第3位四捨五入2位止め
補正係数	実施設計	0.16	小数第3位四捨五入2位止め

2. 測量業務補正係数

表. 新琴似グリーン公園補正係数

項目	適用変化率	備考
地域による分類	耕地	公園内での作業のため
地形による分類	平地	
交通量	12時間当たり 0-1000 台	公園内での作業のため
曲線数	0	
測量幅	75~95m未満	誤
測点間隔	10m	

※冬期労務費補正: 無

3. 旅費交通費

設計業務における「打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)」に係る旅費交通費には、住民説明会等に係る旅費交通費も含むものとする。

なお、測量業務に係る「打合せ、関係機関協議」は、設計業務と同時に行うことを想定しているため旅費交通費は計上しない。

条件明示書

1. 設計業務補正係数

基本計画、実施設計に係る補正係数は、「土木事業委託積算基準(北海道建設部、2020年10月版)」に基づき、下記の設計条件を元に算出すること。

表. 新琴似グリーン公園補正係数

項目	適用変化率	補正係数	備考
公園種別	地区公園	(基準面積) 4.00 ha	公園種別から地区公園を適用
対象面積	0.63 ha	(補正面積) 0.63 ha	
地形	平地	1.0	
資料の提供	有り	0.8	
発注形式	基本計画+実施設計	0.85	
整備水準	容易	0.8	
補正係数	基本計画	0.17	小数第3位四捨五入2位止め
補正係数	実施設計	0.16	小数第3位四捨五入2位止め

2. 測量業務補正係数

表. 新琴似グリーン公園補正係数

項目	適用変化率	備考
地域による分類	耕地	公園内での作業のため
地形による分類	平地	
交通量	12時間当たり 0-1000 台	公園内での作業のため
曲線数	0	
測量幅	45m未満	正
測点間隔	10m	

※冬期労務費補正: 無

3. 旅費交通費

設計業務における「打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)」に係る旅費交通費には、住民説明会等に係る旅費交通費も含むものとする。

なお、測量業務に係る「打合せ、関係機関協議」は、設計業務と同時に行うことを想定しているため旅費交通費は計上しない。